

## 選手等の不服申立規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という。）と選手等との間に発生した紛争に関し、迅速かつ適切に解決することを目的として定めるものである。

### (不服申し立て)

第2条 本連盟に登録している選手、監督、コーチ、トレーナー、審判員その他の競技支援要員（理事、職員その他の競技運営者を除く。）は、以下の各号掲げる事項に関して本連盟が行った決定（競技中になされる審判の判定は除く。）について不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って仲裁又は調停を申し立てることができる。

- (1) 代表選手選考等の競技又はその運営に関する事項
- (2) 選任、解任等の人事に関する事項
- (3) 本連盟の「倫理・懲戒規程」に基づく処分
- (4) 「スポーツ仲裁規則」で認められる事項
- (5) 「選手の権利保護規程」に関する事項
- (6) その他本条各号に関連する一切の事項

### 附 則

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。